
はじめに

一発合格まとめシート理解度チェックテスト（以下、「本テスト」）をご覧いただき、ありがとうございます。

著者は資格の学習を進めていくにあたっては、モチベーションの管理が特に重要だと思っています。

そして、モチベーションを維持するためには、いきなり資格合格を目指すのではなく、小テストで〇点取る！といったような、小さな目標を積み重ねていくことが重要だと考えています。

本テストは一発合格まとめシートに準拠した、ぜひ押さえておいていただきたい基本問題を中心に集めた問題集です。一発合格まとめシートのテキストの学習が終わった際にこちらを利用いただくことで、テキストでの学習内容の定着度を確認することができます。

テストを解いた後、もし間違えた問題があれば、ぜひその箇所のテキストに戻って復習するようにしてください。そうすることでテキストの内容をより確実に習得できるようになります。

本テストが、合格という大目標を達成するための1つの目標となれば幸いです。

令和8年5月26日

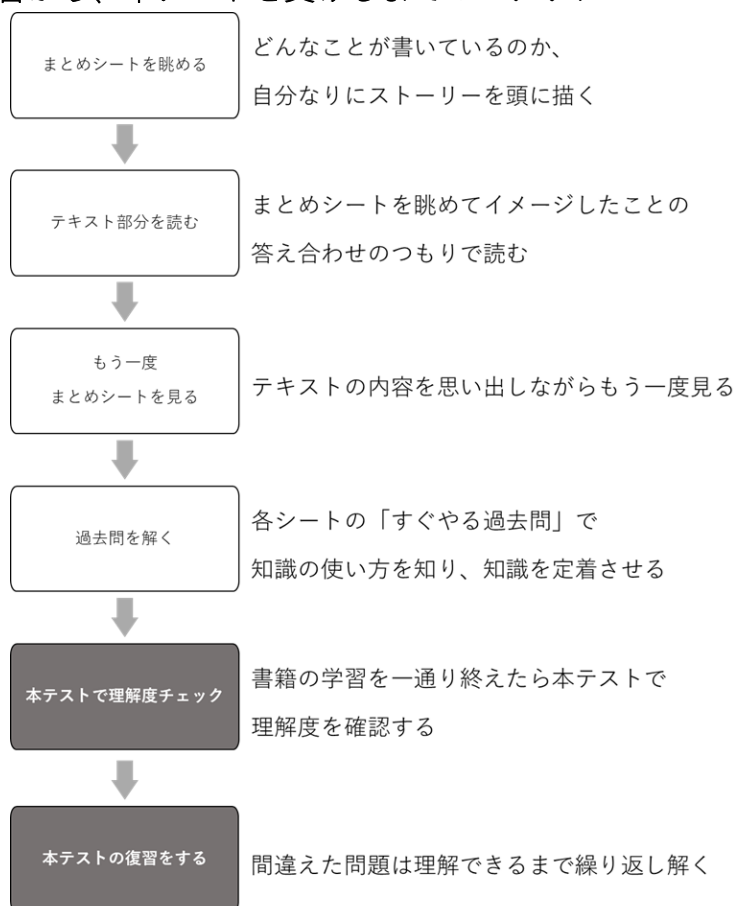
中小企業診断士

野網 美帆子

まとめシートと併せた効果的な使い方

本テストは、書籍「賃貸不動産経営管理士 一発合格まとめシート（以下、「書籍」）」の内容に準拠しています。書籍と併用した効果的な使い方をご紹介します。

▶ 書籍の学習から、本テストを受けるまでのステップ



書籍には、「すぐやる過去問コーナー」を設け、各シートに対応した過去問番号を掲載しています。1シートの学習が終わったら、すぐに対応する過去問に取り組むのがおすすめです。

学習と過去問演習を一通り終えたら、本テストに挑戦して理解度を確認しましょう。本テストでは、確実に得点したい基本的な問題のみを出題しており、書籍でしっかり学習した方なら、着実に得点できる構成になっています。

まずは本テストを解き、その後に解説を読みながら理解が不十分だった問題については、書籍の該当シートに戻って内容を確認してください。理解を深め、満点が取れるまで繰り返し復習することが、合格への近道です。

問 題

2026 年度 賃貸不動産経営管理士 一発合格まとめシート

チ ャ ッ ク テ ス ト

次の注意事項をよく読んでから、始めてください。

【注意事項】

- 解答時間は 120 分間です。
- 問題は 6 ページから 30 ページまでの 50 問（四肢択一式）です。
- 4 ページの解答用紙はマークシート形式です。本試験と同様に、B または HB の硬さの鉛筆（もしくはシャープペンシル）を使用して記入することをおすすめします。
- 正解は、各問題とも 1 つだけです。2 つ以上の解答をしたものは、正解としません。
- 賃貸不動産経営管理士本試験の試験時間中は筆記用具、腕時計、置時計以外の物は一切、使用できません。携帯電話を時計の代わりに使用することもできません。本試験と同様の環境で実施することをおすすめします。

【問 5】 管理業務におけるコンプライアンスに関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、氏名や生年月日などにより特定の個人を識別できるものをいうが、他の情報と容易に照合することで特定の個人を識別できるものは含まれない。
- 2 要配慮個人情報取得する場合、原則として本人の同意が必要であるが、オプトアウトによる第三者提供も認められている。
- 3 住宅セーフティネット制度は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、住宅確保要配慮者に対する居住支援の3つを柱として構成されている。
- 4 賃貸管理業者が、家電量販店等から家庭用エアコンを調達し、その代金を建物所有者に請求する場合であっても、家電リサイクル法上の小売業者には該当しない。

【問 6】 賃貸住宅管理業法における賃貸住宅および管理業務に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 居住用マンションの一室を事務所としてのみ賃借している場合であっても、その一室は通常居住の用に供される建物内にあるため、賃貸住宅に該当する。
- 2 建築中や入居募集前、入居募集中であっても、居住用として賃貸する場合は、賃貸住宅に該当する。
- 3 維持保全業務とは、居室および居室の使用と密接に関係する住宅のその他の部分について、点検・清掃等の維持を行い、その結果に基づいて必要な修繕を一貫して行う業務をいう。
- 4 家賃等の金銭の管理を行う業務は、賃貸人から委託を受けた賃貸住宅の維持保全と併せて行う場合に限って、賃貸住宅管理業法上の管理業務に該当する。

解 説

- ▶ まずは 32 ページの正解一覧で採点を行ってください

50 問中何問正解だったか、1 問 1 点として得点を記録します。

- ▶ 33 ページからの解説を確認してください

間違った問題を中心に、解説を確認しましょう。

解説を読んでもわからなかった問題は、書籍の内容を復習しましょう。

解説ページには、問題文も掲載しています。

- ▶ 満点がとれるようになるまで、繰り返し演習しましょう

第1章 賃貸住宅管理と賃貸住宅管理業法

SHEET3 コンプライアンス

【問5】管理業務におけるコンプライアンスに関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、氏名や生年月日などにより特定の個人を識別できるものをいうが、他の情報と容易に照合することで特定の個人を識別できるものは含まれない。
- 2 要配慮個人情報を取得する場合、原則として本人の同意が必要であるが、オプトアウトによる第三者提供も認められている。
- 3 住宅セーフティネット制度は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、住宅確保要配慮者に対する居住支援の3つを柱として構成されている。
- 4 賃貸管理業者が、家電量販店等から家庭用エアコンを調達し、その代金を建物所有者に請求する場合であっても、家電リサイクル法上の小売業者には該当しない。

正解： 3

参照元

第1章 賃貸住宅管理と賃貸住宅管理業法

SHEET3 コンプライアンス

ページ 39-43

解説

- 1 個人情報には、他の情報と容易に照合ができて、照合することで特定の個人を識別できるものも含まれます。（誤り）
- 2 要配慮個人情報を取得する場合、原則として本人の同意が必要であり、オプトアウトによる第三者提供は認められていません。（誤り）
- 3 住宅セーフティネット制度は、登録制度、登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、住宅確保要配慮者に対する居住支援の3つを柱として構成されています。（正しい）
- 4 賃貸管理業者が家電量販店等から家庭用エアコンを調達し、その代金を建物所有者に請求する場合には、家電リサイクル法上の小売業者に該当します。（誤り）